

常務理事	事務(局)長	部 長	課 長	課長補佐	担当者

健康保険 任意継続被保険者 資格喪失 申出書

下記の①または②の資格喪失事由により、任意継続被保険者の資格を喪失するための申出書です。
(①、②以外の理由では、この申出書を提出することはできません。)

被 保 險 者 情 報	被保険者等	記号	9278	番号	
	氏名	(フリガナ)		生年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日
	住 所	〒 一		都・道 府・県	
				電話番号 (日中の連絡先)	()

▷ 該当する資格喪失事由に✓を付け、該当項目をご記入ください。

資 格 喪 失 事 由	<input type="checkbox"/> ① 健康保険（または船員保険）の被保険者資格を取得したため				
	新たに加入した健康保険の被保険者等の記号番号	記号	番号		
	適用事業所の名称				
	資格取得年月日	令和 年 月 日			
<input type="checkbox"/> ② 任意継続被保険者でなくなることを希望するため					

【添付書類と留意事項】

喪失事由	留意事項等
①の方	<ul style="list-style-type: none"> ● 添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 任意継続被保険者の発行済みの被保険者証または資格確認書（被扶養者分を含む） <ul style="list-style-type: none"> * 高齢受給者証や限度額認定証などの交付を受けている場合は、併せて添付してください。 ・ 新たに取得した被保険者等記号・番号、資格取得日が記載されている書類のコピー ● 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格喪失年月日は、新たに加入した健康保険の資格取得年月日となります。 ・ 保険料は、資格喪失月の前月分までとなります。 <ul style="list-style-type: none"> * 資格取得と同月内に資格喪失となった場合は、資格喪失月も保険料がかかります。
②の方	<ul style="list-style-type: none"> ● 任意継続被保険者の発行済みの被保険者証または資格確認書（被扶養者分を含む）について <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記証書については、<u>申出月の月末までは使用することができます</u>ので、この申出書には添付せず、申出月の翌月1日以降に業務部あてに返納してください。（高齢受給者証なども同様です。） ● 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格喪失年月日は、この申出書を当組合が受理した日の属する月の翌月1日となります。 ・ 保険料は、<u>この申出書を当組合が受理した日の属する月分までかかります。</u> ・ 申出後にこの資格喪失を取り消すことはできません。 ・ 資格喪失後、「資格喪失通知書」を発行しますので、国民健康保険等の加入手続きの際に使用してください。

※健康保険組合記入欄

資格喪失日	令和 年 月 日
資格確認書等回収	枚中 枚回収
保険料還付	有 · 無
還付期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月